

基本的対策の徹底方針について

- ✓ 今後懸念される「第6波」への備えを着実に推進
- ✓ 医療提供体制の拡充や感染防止対策の強化を「先手先手」で実施
- ✓ 社会経済活動の再生・回復に繋がっていくため、
万全な医療提供体制の整備と
基本的感染防止対策の徹底を図る

都のレベル移行の目安

レベル分類	病床の状況	新規陽性者数 ※7日間平均
レベル1 (維持すべき)	現在の状況	
レベル2 (警戒を強化)	3週間後の病床使用率が、 確保病床数 (6,891床) の約20%に到達	500人を目安
レベル2.5 (都独自)	—	700人を目安
レベル3 (対策を強化)	3週間後に必要とされる病床が 確保病床数 (6,891床) に到達、 又は 病床使用率や重症用病床 (503床) 使用率が50%超	3週間後に左記の水準に 到達する新規陽性者数
レベル4 (避けたい)	確保病床数を超えた数の入院が必要	

レベル分類に応じた医療提供体制の確保

レベル分類	医療提供体制の強化			
	病床 (重症病床)	臨時の医療施設等		宿泊療養施設
		入院待機ST	酸素・医療提供ST	
レベル1 (維持すべき)	4,000床 (300床) 病床確保レベル1	休止	110床	1,750室
レベル2 (警戒を強化)	5,000床 (350床) 病床確保レベル2	20床	330床	3,070室
レベル2.5 (都独自)	6,891床 (503床) 病床確保レベル3	46床	720床	7,900室
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)	更なる増床 を国と調整	更なる施設数を確保しつつ、有症状、重症化リスクありの患者の受け入れを行っていく段階		

レベルに応じた行動制限等の考え方

レベル分類	考え方
レベル1 (維持すべき)	基本的感染防止策の徹底を呼びかけながら、可能な限り社会経済活動を推進
レベル2 (警戒を強化)	医療逼迫の状況を注視し、可能な限り社会経済活動を継続するとともに、感染拡大の警戒を呼びかけ
レベル2.5 (都独自)	さらに、感染拡大傾向が継続し、医療逼迫が懸念される場合は、先手を打って都民・事業者への強い呼びかけや要請等を実施
レベル3 (対策を強化)	都民・事業者へのより強い呼びかけ及び行動制限を実施し、社会経済活動を一定程度制限
レベル4 (避けたい)	最も厳格な行動制限を実施し、早期に社会経済活動の再開を目指す

レベルごとに想定される措置等の例〈飲食店・都立施設・都立学校〉

レベル分類	飲食店（認証店の場合）	都立施設	都立学校
レベル1 （維持すべき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染防止対策の徹底 ・ 人数制限の協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した感染防止対策を実施の上で開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底した上で教育活動を実施
レベル2 （警戒を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数制限の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染リスクが特に高い教育活動を停止
レベル2.5 （都独自）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部施設の休館を検討,実施 ・ 更に厳しい人数制限を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを開始
レベル3 （対策を強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時短要請 ・ 酒類提供停止 ・ 人数制限の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則休館 ・ 都立公園売店での酒類提供の停止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分散登校やオンライン学習などを積極的に活用 ・ 感染リスクの高い教育活動を停止
レベル4 （避けたい）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業要請等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て休館 ・ 都立公園は対策を更に強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習等を強化

※各レベルの具体的な措置等については、感染状況等に応じて、専門家の意見も踏まえ、決定

基本的対処方針に基づくイベント等への対応

区域	施設規模				
	大声有・無	5千人以下	5千人超～1万人以下	1万人超～2万人	2万人超
その他 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可		
	あり	50%			
重点措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定で収容定員まで可	計画策定で 上限2万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	
緊急事態措置 地域	なし	100%	5千人	50%	
			感染防止安全計画策定 で収容定員まで可	感染防止安全計画策定で上限1万人 (VTP※で上限無し)	
	あり	50%		5千人	

※VTP（ワクチン・検査パッケージ）で人数制限なし

レベルに応じて想定される対応の例〈経済対策等〉

レベル分類	感染拡大防止の徹底	事業継続の下支え	経済活動の再開支援	事業継続のサポート
レベル1 (維持すべき)	事業者の感染 対策の後押し ガイドラインに 沿った対策の支援	資金繰り等の支援 ・融資面から支援 ・原油高への対応	観光回復への支援 感染防止対策を徹底 した観光の後押し	
レベル2 (警戒を強化)			再開した事業を軌道 に乗せる後押し ・収益増加の支援 ・人材確保のサポート	
レベル2.5 (都独自)	人流の抑制 テレワークの定着 に向けた支援			協力金 飲食事業者向けの 協力金の支給
レベル3 (対策を強化)				事業継続の支援 ・相談体制の強化 ・国と連携した 施策実施
レベル4 (避けたい)				

基本的対策徹底期間における対応

令和3年11月25日
東京都

1. 基本的対策徹底期間における対応

(1) 区 域

都内全域

(2) 期 間

令和3年12月1日（水曜日）0時から、都が「レベル1」（※）の状況にある間

※「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）による

(3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- ・発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力を依頼 等

②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
（新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項）等

2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行などを控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

3. 事業者向けの協力依頼等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none">●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none">・年末年始の会食等の場面における感染リスク低減のため、令和3年12月1日（水）0時から令和4年1月16日（日）24時まで同一グループの同一テーブルへの入店案内を8人以内とするよう協力を依頼・9人以上とする場合には、TOKYOワクション又は他の接種証明書等を活用することを推奨・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none">・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none">●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none">・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼●上記の店舗に共通の要請<ul style="list-style-type: none">・業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントを開催する場合、規模要件に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） ● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼 ● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼 ● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	<ul style="list-style-type: none">●以下の事項を徹底するよう協力を依頼<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染防止策の実施・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学 等	

3. 事業者向けの協力依頼等

(3) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、以下の規模要件に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設規模 イベント類型	施設の収容定員（※2）		
	～5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人の施設	10,000人超の施設～
大声なしの イベントの場合 （※1）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
		「感染防止安全計画」（※3、※4）を策定した場合 ➡ 収容定員まで可	
大声ありの イベントの場合 （※1）	収容定員の半分まで可		

※1 大声ありのイベント・・・観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨するイベント又は必要な対策を十分に施さないイベント

大声なしのイベント・・・上記以外のイベント

※2 収容定員が設定されていない場合

・大声ありのイベント：十分な人と人との間隔（できれば2m、最低1m）を確保

・大声なしのイベント：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保

※3 感染防止安全計画を策定できるのは、「大声なし」のイベントのみ

※4 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- TOKYOワクション又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

(4) 職場への出勤等

テレワークの推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼